

# 北九州市にぎわいづくり懇話会規約

(最終改正 平成31年4月22日)

## (目的及び設置)

第1条 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、ビジターズ・インダストリー（以下「V I」という。）を市民主導で推進するための機関として、北九州市にぎわいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) V Iの振興に関する事業の企画・立案に関すること。
- (2) 民間団体、企業及び行政との相互連携の促進、調整に関すること。
- (3) V Iの推進や啓発に関すること。
- (4) その他V Iを推進するに当たって必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 懇話会に理事会及び委員会を設置する。

2 理事会は、別表1に掲げる者（以下「理事」という。）で構成する。

3 委員会は、企画調整委員会及び市民活動推進委員会とし、別表2に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

## (役員)

第4条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 監事 2名

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。

4 監事は、懇話会の会計を監査する。

## (役員を選任)

第5条 役員は理事会で互選により決する。

## (任期)

第6条 理事、委員及び役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第7条 理事会は必要に応じ座長が招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 懇話会の方針に関する事。
  - (2) 第2条に掲げる事業全体の進行管理に関する事。
  - (3) 懇話会の予算及び決算に関する事。
  - (4) その他重要事項に関する事。
- 2 理事会の議長は、座長をもって充てる。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4 理事は、会議に出席できない場合は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、その表決権を委任することができる。
- 5 会議の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第8条 委員会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 企画調整委員会  
民間主体のV I事業の企画立案及び実施  
民間団体、企業等の連絡調整
- (2) 市民活動推進委員会  
市民のV I活動を推進する仕組みづくり

2 委員会に、委員長を置き、委員長の選任方法及び職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の互選により決する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、各委員を招集する。

(経費)

第9条 懇話会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 寄付金、協賛金
- (2) 負担金、補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 懇話会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、北九州市産業経済局に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

付 則

この規約は、平成18年11月28日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 2月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 8月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年 5月12日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年 4月 3日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年 7月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年 5月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年 7月 1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年 1月16日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年 5月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年 5月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年 1月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年 5月 7日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年 4月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年 4月22日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年 4月24日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年 4月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年 4月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

理事 （50音順）	梅田 弘人 榎本 満秀 影山 英雄 柏木 康彦 城水 悦子 庄山 和利 田中 亮一郎 利島 康司 野上 裕貴 羽田野 隆士 樋上 禎子 古宮 洋二 山本 雄造
--------------	---

別表第2（第3条関係）

企画調整委員会委員（50音順）	市民活動推進委員会委員（50音順）
秋武 政道 井上 龍子 大内田 佳介 大西 貴史 押方 智嗣 河邊 政恵 城戸 宏史 坂口 智樹 逆井 健 笹淵 賢一 城水 悦子 林 辰雄 船津 章裕 松田 享子 百合野 睦穂 横田 きみよ	阿比留 潔 伊井田 栄吉 伊藤 一義 金丸 勝利 重松 依子 関 宣昭 堀井 由美子 松永 浩